

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「(法)」の右に「及び京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例(以下「条例」という。)」を加える。

第6条の次に次の5条を加える。

(構造設備に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準)

第7条 条例第4条第10号に規定する市長が公衆衛生上必要と認める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 脱衣室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 各脱衣室の床面積は、20平方メートル以上とすること。

イ 天井の高さは、床面から2.4メートル以上とすること。

ウ 床は、耐水性の材料で築造すること。

(2) 浴室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 各浴室の床面積は、20平方メートル以上とすること。

イ 天井は、水滴の落下を防止するために適当な勾配を設けたものとし、かつ、床面から3メートル以上の高さを有するものとすること。

ウ 主たる浴槽は、当該浴槽の内側の面積を4平方メートル以上とし、かつ、容積を3.3立方メートル以上とすること。

エ 洗い場は、入浴者の数に応じた適切な広さとし、入浴者の数に応じた適切な数の給水栓、給湯栓、洗いおけ、腰掛けその他の入浴者の利用に供する設備及び器具を備えたものとすること。

オ 浴槽には、洗い場で使用された湯水その他の浴用に使用された湯水が浴槽内に流入するがないように、15センチメートル以上の高さの縁の設置その他の措置を講じること。

カ 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に接触することがない構造とすること。

(3) 給湯設備の給湯管及び放熱管は、入浴者に接触することがない構造とすること。

- (4) 水道水以外の水を浴用に供する湯水又は飲用に供する水として使用する場合にあっては、ろ過器、消毒設備その他の使用の目的に応じた水質の調整を行うための設備を設けること。
- (5) 脱衣室内その他の入浴者が利用しやすい場所に、飲用に適する水を供給する洗面設備を設けること。
- (6) 蒸気又は熱気を使用して入浴させる施設は、次に掲げるとおりとすること。
- ア 当該施設の出入口の扉その他の適切な場所に、当該施設の内部の入浴者の様子を確認することができる窓を設けること。
- イ 床、周壁及び天井は、耐熱性の材料で築造すること。
- ウ 蒸気又は熱気の放出口及び放熱管が、入浴者に接触することがない構造とすること。
- エ 温度調節装置を備えるとともに、当該施設の内部に温度計及び時計を設置すること。
- オ 当該施設の内部の見やすい場所に、非常用警報器その他の入浴者の安全を確保するための装置を設けること。
- (7) 屋外に浴槽を設置して入浴させる施設は、雨水その他の浴槽湯水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）に適さない水が浴槽内に流入しないようにすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。
- (1) 蒸気又は熱気を使用して入浴させる施設を主要な入浴施設とするその他の公衆浴場（条例第6条に規定するその他の公衆浴場をいう。以下同じ。）前項第1号ア及びイ並びに第2号アからオまでに掲げる基準
- (2) その他の公衆浴場（前号に掲げるものを除く。）及び入浴者が少ない地域において営業する一般公衆浴場（条例第2条第2項第1号に規定する一般公衆浴場をいう。）前項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでに掲げる基準
- （清掃又は消毒）
- 第8条 条例第5条第2号の規定による清掃又は消毒は、次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準により行うものとする。

設 備	基 準

ろ過器	1週間に1回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。
浴槽湯水を循環させる配管	薬品による洗浄その他の適切な方法で定期的に洗浄を行い、生物膜を除去すること。
集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）	毎日清掃すること。
浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽	槽内の生物膜の状況を定期的に監視するとともに、生物膜を確認したときは、速やかに、清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。
浴槽	浴槽湯水の排出の都度、清掃及び消毒を行うこと。
温泉を貯留する槽	定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。

(塩素消毒の基準)

第9条 条例第5条第3号ウ及びカの規定による塩素消毒は、浴槽湯水の遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つとともに、やむを得ず一時的に当該遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを超える場合にあっては、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように行うものとする。

(浴用に供する湯水の基準等)

第10条 条例第5条第4号に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浴槽湯水 次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準に適合すること。ただし、浴槽湯水に温泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合及び医薬品その他の物質が含有されている場合において、市長が同表の濁度及び過マンガン酸カリウム消費量の基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しない。

項目	検査方法	基準
濁度	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。

(2) 浴用に供する湯水（浴槽湯水を除く。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準に適合すること。ただし、浴用に供する湯水に温泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、色度、濁度、水素イオン濃度及び全有機炭素の量の基準の全部又は一部を適用しない。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
水素イオン濃度	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
全有機炭素の量	全有機炭素計測定法	1リットルにつき3ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。
---------	----------------	-------------------------------------

2 条例第5条第4号の規定による検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 浴槽湯水（循環ろ過装置（ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化するための装置をいう。）を用いて再利用したものに限る。）次に掲げるとおりのこと。

ア レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高いときは、検査の頻度を高めるものとする。

イ 新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第1号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。

(2) 浴用に供する湯水（当該湯水に水道水を使用する場合を除く。）新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第2号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。

(施設管理に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準)

第11条 条例第5条第10号に規定する市長が公衆衛生上必要と認める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消毒装置は、その動作状況を確認し、適切に維持管理すること。

(2) 温泉を貯留する槽内の湯の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難いときは、レジオネラ属菌が増殖しないようその湯を定期的に消毒すること。

(3) 脱衣室又は浴室の入浴者が見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他の入浴上の注意事項を表示すること。

(4) 入浴者が飲用に適さない湯水を誤飲することを防ぐための措置を講じること。

(5) 条例第5条第4号の規定による検査の結果の記録及び同条第9号に規定する管理記録を3年間保管すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)